

最終改正:

改正内容:平成16年3月22日鶴田町条例第2号 [平成20年4月1日]

○鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月22日鶴田町条例第2号

鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、鶴田町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

（1）指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

（2）その他町長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第3条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（1）その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

（2）その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3）その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、鶴田町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項に規定する議会の議決は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（1）指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

（2）指定管理者となる団体の名称

（3）指定管理者に管理を行わせようとする期間

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第5条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第6条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、また、同様とする。

（審議会）

第10条 町に鶴田町公の施設指定管理者選定審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 審議会の委員の定数は、5人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が必要な期間を定めて委嘱し、又は任命する。

（1）町の区域内の公共的団体等の代表者

（2）学識経験を有する者

(3) 町の職員

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第8条まで及び前条の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条から第5条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年鶴田町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(鶴田町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鶴田町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成6年鶴田町条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(鶴田町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鶴田町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成11年鶴田町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(鶴田町文化センターの設置、管理等に関する条例の一部改正)

第5条 鶴田町文化センターの設置、管理等に関する条例(昭和49年鶴田町条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

---